

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『企業法務3級』（第2版）の記述の一部に誤りがありました。お詫
びとともに、以下のように訂正させていただきます。

版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
第2版	目次vi	上から6行目	第2節 株式会社総会	第2節 株主総会
第2版	目次vi	上から7行目	① 株式会社総会の権限、招集	① 株主総会の権限、招集
第2版	38	本文下から7行目	社法上、明文の規定はないが、～	会社法上、明文の規定はないが、～
第2版	39	本文上から1行目	～(277条1項、576条1項1号)～	～(27条1項、576条1項1号)～
第2版	39	本文上から12行目	一般社団法人や公益財団法人と異なり、～	一般社団法人や公益社団法人と異なり、～
第2版	43	本文下から9行目	～株式の地位を有する。これに対して、持株会社の～	～株主の地位を有する。これに対して、持分会社の～
第2版	44	本文上から1行目	～発行株式総数の4倍～	～発行済株式総数の4倍～
第2版	44	本文上から3行目	～113項3項ただし書き)。	～113条3項1号・2号)。
第2版	44	本文下から7行目	会社が特定に～	会社が特定の～
第2版	44	本文下から1行目	～株式の議決権	～株主の議決権
第2版	45	本文上から9行目	～単位未満株主権の全部～	～株主権の全部～
第2版	45	本文上から12行目	～単位未満株式買取請求権～	～単元未満株式買取請求権～
第2版	46	本文上から12行目	～株主名義上の名義を～	～株主名簿上の名義を～
第2版	47	本文上から5行目	会召集権、～	会招集権、～
第2版	55	本文上から5行目	～②設立発行株式と～	～②設立時発行株式と～
第2版	56	本文下から2行目	～設立時取締役に関する返還義務～	～設立時取締役に関する支払義務～
第2版	58	本文上から10行目	～監査役の報告、～	～検査役の報告、～
第2版	66	本文下から11行目	(329条2項、～	(329条3項、～
第2版	67	本文下から6行目	～会計監査人を解任	～340条により会計監査人を解任
第2版	71	本文下から13行目	～払込金額の下限だけを～	～募集株式数の上限および払込金額の下限だけを～
第2版	72	本文上から3行目	～授権資本	～授権株式
第2版	72	本文上から14行目	～(209条)。	～(209条1項)。
第2版	73	本文上から3行目	書』145条)。	書』145頁)。
第2版	76	本文下から10行目	ることを目的とする～	ることを目的として～
第2版	78	理解度チェック「4」	～1単元とし、株式の	～1単元とし、株主の
第2版	78	理解度チェック「7」	～、その事項の効力が～	～、記載しないとその事項の効力が～
第2版	81	理解度チェック 解答・解説「4」	1単元の数の上限が会社法により定められている。～	1単元の数の上限が会社法と規則により定められている。～
第2版	81	理解度チェック 解答・解説「5」	～株式会社の承認が付されている～	～株式会社の承認が必要とされている～
第2版	90	本文下から9行目	～(331条4項)。	～(331条5項)。
第2版	90	本文下から7行目	～3委員会・執行役の～	～3委員会・執行役、監査等委員会の～

第2版	91	本文上から5行目	～(327条1項2号・3号)。	～(327条1項2号・3号・4号)。
第2版	91	本文下から3行目	3項15号～19号・22号)。	3項15号～19号・22号・23号)。
第2版	95	本文上から14行目	～ <u>記載</u> のことである。	～ <u>原案</u> のことである。
第2版	96	本文上から3行目	～(108条2項9号、～	～(108条1項9号、～
第2版	96	本文下から4行目	～ <u>こういう規定は</u> 、～	～ <u>こういう限定は</u> 、～
第2版	100	本文上から13行目	～(株主と取締役・監査役・清算人) ～	～(株主と取締役・監査役・執行役・清算人)～
第2版	103	本文上から14行目	事業年度の最終のものに～	事業年度の <u>うち</u> 最終のものに～
第2版	103	本文下から9行目	～(332条4項)。	～(332条3項)。
第2版	103	本文下から3行目	～会社を代表する(349条1項ただし書)。	～会社を代表する。
第2版	104	本文上から4行目	(2条15号参照)。	(2条15号イ参照)。
第2版	105	本文上から10行目	した <u>の</u> ではない」とする～	した <u>もの</u> ではない」とする～
第2版	105	本文下から13行目	判断の原則 <u>と</u> 認めている。～	判断の原則 <u>を</u> 認めている。～
第2版	108	本文上から5行目	～ <u>自己取引</u> ・双方代理が～	～ <u>自己契約</u> ・双方代理が～
第2版	108	本文下から4行目	～全員に対する総額だけを～	～全員に対する総額 <u>の</u> 最高限度額だけを～
第2版	110	本文上から3行目	する(386条1項)。	する(386条1項1号)。
第2版	112	本文下から10行目	～(368条1項ただし書き)。～	～(366条1項ただし書き)。～
第2版	112	本文下から9行目	～(同368	～(同366
第2版	113	本文上から2行目	～ <u>議題</u> である提案に～	～ <u>議案</u> である提案に～
第2版	116	本文上から4行目	～定時株主総会の <u>締結</u> の時まで)～	～定時株主総会の <u>終結</u> の時まで)～
第2版	118	本文上から10行目	～(368条1項)、～	～(368条1項1号)、～
第2版	118	本文上から12行目	株主代表訴訟の訴訟告知～	取締役に対する株主代表訴訟の訴訟告知～
第2版	121	本文上から12行目	員数の <u>権利</u> はない。	員数の <u>規制</u> はない。
第2版	124	本文上から6行目	～定時株主総会の <u>終了</u> のときまで)である～	～定時株主総会の <u>終結</u> 後最初に招集される取締役会の <u>終結</u> の時まで)である～
第2版	125	本文下から11行目	る(402条2項)。	る(420条2項)。
第2版	131	本文下から9～8行目	～(426条1項)。この場合の軽減の要件等は①の場合と同一である(426条2項～6項)。	～(426条1項)。
第2版	131	本文下から6行目	<u>社外取締役</u> 、会計参与、 <u>社外監査役</u> 、～	取締役(業務執行取締役等である者を除く)、会計参与、監査役、～
第2版	131	本文下から2～1行目	～(427条1項)。この場合の要件等も①、②の場合と同一である(427条2項～5項)。	～(427条1項)。
第2版	136	本文上から10行目	～完全親会社(規則219条)～	～完全親会社～
第2版	137	本文上から1行目	～(847条5項)。	～(847条4項)。
第2版	140	本文下から3行目	～監査役・監査委員が～	～監査役・ <u>監査等委員</u> ・監査委員が～
第2版	142	本文上から9行目	～取締役会の業務決定の権限は～	～取締役会の業務 <u>執行</u> の決定の権限は～

第2版	220	本文下から6行目	～(岸田『前掲書』 <u>40</u>	～(岸田『前掲書』 <u>49</u>
第2版	221	本文上から11行目	～これを意思表示	～これを意思実現
第2版	224	本文下から7行目	ときにこの限りでない」～	ときはこの限りでない」～
第2版	232	本文上から9行目	することは～	するときは～
第2版	232	本文下から8行目	～(142条2項)。	～(143条2項)。
第2版	235	本文下から9行目	～契約や慣習で明らかでない場所は、 ～	～契約や慣習で明らかでない場合は、 ～
第2版	239	本文上から5行目	～民事執行法1条)。 ～	～民事執行法171条)。 ～
第2版	240	本文上から6～8行目	～損害賠償額は法定利息を基準に定められるが、約定利息がこれを超えるときは、約定利息による～	～損害賠償額は法定利率を基準に定められるが、約定利率がこれを超えるときは、約定利率による～
第2版	246	本文上から2行目	契約で契約の期間を定める場合が、 <u>現実ではほとんどであり、</u> ～	契約で契約の期間を定める場合、～
第2版	246	本文上から3行目	～解約の申入れや解除によって～	～解約の申入れや解除や合意解除などによって～
第2版	247	本文上から15行目	～結局は履行遅延と履行不能の～	～結局は履行遅滞と履行不能の～
第2版	248	本文上から3行目	② 賃貸借、雇用、委任、 <u>請負</u> といった～	② 賃貸借、雇用、委任、 <u>組合</u> といった～
第2版	252	本文下から5～4行目	～個々の取引において別契約の～	～個々の取引において個別契約の～
第2版	260	本文下から12行目	～善意のときは <u>保障</u> される。～	～善意のときは <u>保護</u> される。～
第2版	260	本文下から11行目	こちらのほうが <u>保障</u> が厚い。	こちらのほうが <u>保護</u> が厚い。
第2版	260	本文下から8行目	～善意のときは <u>保障</u> される。～	～善意のときは <u>保護</u> される。～
第2版	275	本文上から15行目	～解除権は認められない	～解除権を認める規定はない
第2版	282	本文上から7行目	～これを知ったときでなければ～	～これを知っていたときでなければ～
第2版	285	本文下から1行目	うが、貸主には～	うが、貸主は～
第2版	288	本文上から12行目	～あらゆる「土地の <u>貸借権</u> 」～	～あらゆる「土地の <u>賃借権</u> 」～
第2版	290	本文下から4行目	～地代の確定を求める	～地代・家賃の確定を求める
第2版	294	本文上から8行目	～『民法Ⅱ』249～252頁)。 ～	～『民法Ⅱ』249～251頁)。 ～
第2版	294	本文上から14～15行目	～商事法定利息は年6分である(商法514条)。なお、民事法定利息は～	～商事法定利率は年6分である(商法514条)。なお、民事法定利率は～
第2版	304	理解度チェック「10」	～委任契約や <u>請負</u> 契約における～	～委任契約や <u>組合</u> 契約における～

※第2版：平成27年3月31日発行